

四日市市告示第512号

小生町の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第5項の規定により筆界案を作成したため告示する。

令和8年9月1日

四日市市長 森 智 広

1 土地の所在・地番

四日市市小生町229番163

2 筆界を確認できる場所

四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所6階 用地課

3 筆界案を確認することができる者

上記1の土地所有者及び利害関係人又はこれらの代理人

4 筆界案の作成者

四日市市長

5 筆界案を確認でき、意見を申し出ることができる期間

令和8年9月1日から令和8年9月24日（ただし、四日市市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）の午前8時30分から午後17時15分まで。

なお、この期間を経過しても申し出がないときは、地籍調査作業規程準則第30条第5項の規定により調査を行うものとする。

（都市整備部用地課）